

～平成 29 年 4 月 1 日以降に延長申請する法人の方へ～

延長申請に係る改正が行われています

平成 29 年度税制改正により、確定申告書の提出期限の延長申請を平成 29 年 4 月 1 日以降に申請する場合には、以下の改正が行われていますので、申請の際にはご注意ください。

改正点1 延長申請の理由及び延長月数

改正前

会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、申告期限までに申告納付することができない常況にある場合は、3 月以内に申告納付することができる。



改正後（地方税法第 72 条の 25 第 3 項、第 5 項）

定款、寄附行為、規則、規約、その他これらに準ずるもの（定款等）の定め、又は特別の事情があることにより、事業年度終了から 2 月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にある場合は、3 月以内に申告納付することができる。

次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内に申告納付することができる。

1 号・・会計監査人を置いている場合で、かつ定款等の定めにより 3 月以内に定時総会が招集されない常況にある場合は、3 月を超え 6 月を超えない範囲内の月数の期間内（最大 4 月延長）

2 号・・特別の事情があることにより 3 月以内に定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情がある場合は、3 月を超える月数の期間内

改正点2 添付書類の義務化

定款等の定めにより、事業年度終了から 2 月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることを理由に、延長申請を提出する場合は、定款等(コピー)を添付しなければならないこととされました。（地方税法施行令第 24 条の 4 第 3 項、第 24 条の 4 の 3 第 1 項）

※平成 29 年 4 月現在、申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書（地方税法施行規則第 13 号の 2 様式）は、改正が行われていないため、従前の様式を使用してください。（従前の様式は、主税局ホームページからダウンロードすることができます。）